

東京工芸大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2022（平成34）年3月31日までとする。

II 総 評

貴大学は、1923（大正12）年に設立された小西写真専門学校の建学の精神を受け継ぎ、1977（昭和52）年に東京工芸大学と名称変更してからは「社会に有為な職業人の養成を目指し、確かな基礎教養のうえに、先端のテクノロジーやメディアを用いて社会の発展のために活躍する実践的人材と、工学と芸術学の知識・技術と表現を結び合わせた新しい分野の創成に貢献する創造的人材を育成する」ことを基本理念として、工芸融合を目指し教育・研究を推進してきた。現在は、神奈川県厚木市と東京都中野区にキャンパスを有し、工学部と芸術学部、大学院に工学研究科と芸術学研究科を設置している。

貴大学の特色ある取り組みとして、文部科学省「私立大学学術研究高度化推進事業」を契機に工学研究科の附置研究所として開設された4つのセンター（「連携最先端技術研究センター」「風工学研究センター」「ナノ科学研究センター」「ハイパーメディア研究センター」）において、多数の学術論文を発表するほか、国内外の学術機関との共同研究を行い、教育・研究上の大きな成果を上げていること、工学・芸術学の教員がその専門性を生かした多様な社会連携・社会貢献活動を行い、積極的に教育・研究成果を社会に還元していることが挙げられる。

ただし、貴大学では、組織編成やさまざまな教育の工夫が、共有された方針や目標のもとに行われておらず、適宜見直しはされているものの、検証システムとしては未構築である場合が見受けられる。芸術学部マンガ学科において大学設置基準で原則として求められる教授数が1名不足していることや、両学部で定員を大幅に超えて学生を受け入れ、定員管理に問題があることなども、今後、検証システムを構築して取り組むことが必要である。

貴大学では、2007（平成19）年度に本協会の大学評価を受けた後、今回2回目の大学評価に臨むにあたり、2013（平成25）年に自己点検・評価委員会のもとに「課題改善部会」を設置し、改善事項の優先順位の明確化に取り組もうとしている。問題点と長所を的確に捉え、改善と向上に努め、貴大学がより発展することを期待する。

1 理念・目的

大学としての基本理念のもと、大学・大学院の目的を定め、さらに、学部・学科、大学院研究科の人材養成の目的、その他の教育研究上の目的を学則、大学院学則に明確に示している。これらは、ホームページに掲載して社会に公表しているほか、学則、大学院学則を各学部・研究科の『履修要項』に、学部については『キャンパスガイド』にも掲載することによって、学内への周知を図っている。

基本理念・目的の適切性については、「大学協議会」の審議過程の中で取り上げて総合的に検証している。また、人材養成の目的等についても、各学部では教務委員会および「学部教授総会」、研究科では大学院教務委員会、「大学院運営委員会」「研究科総会」で適宜審議しているが、定期的な検証は行っておらず、今後取り組むべき課題である。

2 教育研究組織

工学部に5学科（メディア画像学科、生命環境化学科、建築学科、コンピュータ応用学科および電子機械学科）、芸術学部には7学科（写真学科、映像学科、デザイン学科、インタラクティブメディア学科、アニメーション学科、マンガ学科およびゲーム学科）が設置されている。また、工学研究科には4専攻（メディア工学専攻、工業化学専攻、建築学・風工学専攻および電子情報工学専攻）、芸術学研究科にはメディアアート専攻（写真メディア、映像メディア、デザインメディア、デジタルメディア、アニメーションメディア、ゲームメディアおよび芸術学の7領域）が設けられており、大学としての基本理念および学部・研究科の目的を実現するにふさわしい教育研究組織の構成となっている。また、基礎教育の充実という観点から、工学部には「基礎教育研究センター」を、芸術学部には「基礎教育」を各学科と同列に組織するなど、社会的ニーズへの適切な対応や大学の基本理念の具現に努めている。さらに、工学研究科においては、文部科学省「私立大学学術研究高度化推進事業」での採択を契機として、「連携最先端技術研究センター」「風工学研究センター」「ナノ科学研究センター」「ハイパーメディア研究センター」の4研究センターを附置研究所として設置し、新たな技術を生み出すための拠点形成を図り、顕著な研究成果を上げていることは高く評価できる。

教育研究組織の適切性については、必要に応じて懸案事項を学長および学部長または研究科長が協議しているにとどまっており、定期的な検証は行っておらず、今後取り組むべき課題である。

3 教員・教員組織

大学としての求める教員像を「建学の精神を理解し、本学の使命及び目的を達成

するために、強い意欲と情熱をもって教育・研究にあたる者」としている。また、教員に求められる能力・資質等は、各学部の「教員選考規程」や各研究科の「教員選考規程」「大学院担当教員の資格基準及び資格審査に関する内規」に示され、これらに基づいた教員の任用がなされている。さらに、「東京工芸大学教員人事基本方針」を定め、教員の種類、学部・学科ごとの入学定員に応じた教員定数、任期教員制度や特別契約教員制度の導入、兼任教員の精選、教員評価制度の導入等を明確化し、教員組織の整備を図っている。しかし、どのような教員によって学部・研究科の教育を実施するかを示した教員組織の編制方針は、大学全体としても、各学部・研究科としても定められていない。

学部における教員の年齢構成、専任教員一人あたりの学生数および開設授業科目における専・兼比率は適切である。教員数も、工学部、工学研究科、芸術学研究科については、大学設置基準等で求められる必要数を満たしており、研究科の教員は、学部教員が兼務している。しかし、芸術学部では、大学設置基準で原則として求められる教授数が、ゲーム学科については補充されたが、マンガ学科で1名足りないので、早急に是正する必要がある。なお、専任教員の担当授業科目等については、各学部・学科および各研究科・専攻の会議で決定している。

教員の資質向上を図るための取り組みとしては、基本方針を定め、研修等を行っている。また、教員の活動業績を「教育」「研究」「組織運営」「社会貢献」の4領域の評価軸に分類し、「教員評価委員会」において業績を数値化して評価している。評価結果は、各教員に通知するとともに、学部ごとの分布を示し、自身の評価結果との相対的な比較を可能とすることで、教育研究活動の活性化につなげている。また、教員の教育研究活動については、専任教員の研究・制作業績の概要をホームページ上で検索・閲覧できる「研究・制作業績システム」を導入するほか、産学官連携の取り組みを推進するなど、活性化に努めている。

ただし、組織的な教育を実施するうえで必要な体制としての役割分担や責任の所在、教員組織の適切性を検証する体制や手続きが明確化されていないので、検証システムを構築し機能させることが必要である。

4 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

大学全体の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）のもと、工学部では、「人と自然環境との調和を科学する心、人間社会や芸術表現に関する幅広い視野と教養、豊かな感性を備えている」ことを含めた4項目からなる学位授与方針と、「専門的知識と幅広い教養と感性とを修得するため」の4項目を示した教育課程の編成・実施方針を定めている。また、

芸術学部でも、「(前略) メディア芸術を基盤とした芸術全般についての学理の下、深く専門的技能、思考力、実践力を修得した学生に学士(芸術学)を授与」することを学位授与方針とし、これを実現するために「実技系教育の重視と積み上げ型の編成」を含めた3項目からなる教育課程の編成・実施方針を定めている。これらに基づき、両学部とも学科ごとにも学位授与方針と教育課程の編成・実施方針を明確にしている。これらはおおむね連関しているが、工学部においては、学科によって学位授与方針で謳われる「倫理観」の涵養を教育課程の編成・実施方針に具体的に明示することを今後の課題としているので、改善が望まれる。

工学研究科においては、博士前期課程では各専攻における専門分野の専門的知識・技術を身につけていることとする4項目を、博士後期課程では「高度な研究内容に即した適切な倫理観を有すること」とする5項目を、学位を授与するための資質・能力として示した学位授与方針を定めている。また、芸術学研究科においても、学位授与方針に、博士前期課程では各専攻の専門分野における豊かな創造性と高度な専門的知識・技術を身につけていることとする3項目を、博士後期課程では「広くメディアアート全般を進歩・発展させるための創造的学問的素養と健全な精神を有していること」とする5項目を、学位を授与するために必要な資質・能力として示している。さらに、両研究科とも、各方針に連関する教育課程の編成・実施方針を課程ごとに明確にしている。これらの方針はすべてホームページに掲載して広く公開するとともに、『履修要項』に掲載し、新入生には新入生ガイダンスで、在学生には在学生ガイダンス等を利用して周知している。

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について、各学部では、教務委員会において、定期的に検証を行うカリキュラムPDCAサイクルにより、各方針、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、各授業のシラバス、さらに授業運営を連動させて検証している。ただし、工学研究科では、「大学院教務委員会」がこれを担うものの、教育課程の編成・実施方針が策定されたばかりであるため、学位授与方針との連関、適切性に関して定期的に検証を行うには至っていない。また、芸術学研究科では、検証を行っておらず、「大学院運営委員会」および「研究科総会」において、定期的実施することを計画しているので、その実行が望まれる。

(2) 教育課程・教育内容

大学全体

各学部では、教育課程の編成・実施方針に基づき、基礎から専門へと順次性を持った体系的な教育課程を編成している。『履修要項』には、学科ごとにカリキュラムマップ、カリキュラムツリーを提示し、体系的な履修計画の参考となるようにし

東京工芸大学

ている。また、「高度な技術を用いて、美的価値を創造する精神を学ぶ」ため、工学と芸術学を融合した新領域を捉えることを目的とした「工・芸融合科目」群を設定し、学部共通科目としている。

各研究科では、研究科・専攻により名称は異なるが、博士前期課程、博士後期課程ともに、「特別研究」他のリサーチワークと講義・演習科目によるコースワークとを適切に組み合わせている。

教育課程の適切性の検証については、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の検証と連動して行われている。なお、研究科では、方針の適切性は検討されていないものの、工学研究科では大学院教務委員会が、芸術学研究科でも大学院運営委員会が教育課程を検証している。

工学部

「基礎・教養科目」「総合自由科目」「専門教育科目」「工・芸融合科目」「キャリア教育科目」からなる教育課程を構成し、それぞれにおける授業形態として、講義、演習、実験・実習による授業科目がバランスよく配置されている。また、「基礎・教養科目」は、「工学基礎」「人間科学」等からなり、各学科の「専門教育科目」との関連性と一貫性を重視している。教育課程は、工学技術の基礎教育から専門教育への導入を円滑に行うために、学年配当や授業内容を考慮して科目を配置し、順次性のある授業科目を体系化している。さらに、円滑な高大接続の観点から、入学手続き者に対して課題を送り解答を返送させる「入学前課題」を実施し、入学後は、教育に生かすため新入生の基礎学力や高校時代の学習歴を把握して、全員に「新入生基礎調査」（プレイスメントテスト）を実施している。

芸術学部

教育課程の編成・実施方針に基づいて、「基礎教育課程科目」「専門教育課程科目」「工・芸融合科目」「キャリア教育科目」によって教育課程を構成し、それぞれにおける授業形態として、講義、演習、実習による授業科目がバランスよく配置され、順次性にも配慮している。「基礎教育課程科目」は、「芸術基礎」「人間科学」「コミュニケーション」の3つの科目群で構成され、初歩的な内容や概論から始まり、特に、「芸術基礎」科目群では「専門教育課程科目」への円滑な移行のために、基礎的技術の習得ができるような科目が設置されている。

工学研究科

博士前期・後期課程ともに、専攻ごとに、教育課程を専門分野にかかわる専門講義科目群と共通科目群で構成している。博士前期課程では共通科目群に配置される

「特別実験」「特別演習」「特別研究」を、博士後期課程では「特別輪講」「特別研究」をリサーチワークとして位置付け、その他に両課程とも「特論」等の授業科目をコースワークとして、これらを適切に組み合わせて教育課程を実施している。

芸術学研究科

博士前期課程の教育課程は、基礎分野科目群と7領域における専門科目群に科目を配置している。各領域の専門科目群は、「特論」等のコースワークと、「特別研究」等のリサーチワークにより教育課程を編成している。また、博士後期課程でも、リサーチワークとして「芸術学特殊研究」「特別研究」を配置し、その他の講義・演習科目をコースワークとして位置付け、各課程とも、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせて教育課程を実施している。

(3) 教育方法

大学全体

教育課程の編成・実施方針に基づき、講義・演習・実験などの形態による授業科目が、カリキュラムツリーとして体系化されたうえで適切に配置され、教育・研究指導が行われている。また、シラバスに基づく授業展開とシラバスに掲載された成績評価方法および試験方法に則り、厳格な成績評価を実施している。各学部において、CAP制を導入しており、1年間に履修登録できる単位数の上限を適切に定めている。なお、前年度のGPAが3.0以上の成績優秀者に対しては、次年度の履修単位数（半期30単位の上限）を緩和している。既修得単位の認定についても学則等に基づき適切に判定されている。しかし、大学院学則には、授業科目の単位の算出に関して、各科目の単位数は定められているものの、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成する旨の規定や授業方法に応じた単位数算出の基準が示されておらず、予習・復習の必要性が学生に周知されていないので、改善が望まれる。

シラバスについては、全学的に統一されたフォーマットで作成され、各学部では教務委員会が、工学研究科では大学院教務委員会が、各授業担当教員が作成したシラバスの記載内容のチェックを行っている。しかし、担当者および科目によってシラバスの記載内容に精粗が見られるので改善が望まれる。特に、芸術学研究科ではチェック体制を整えたうえで、全学的に記載内容等の向上に努めることが必要である。なお、各学部・研究科では、各学期の終わりに学生による授業評価アンケートを行い、授業内容とシラバスとの整合性について確認し、その結果を次年度の授業計画立案の参考としている。

研究科における研究指導は、指導スケジュールを含め、学生と共有された研究指

東京工芸大学

導計画に基づいて行われ、個別の指導計画の策定については各教員に任されている。

授業内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究については、全学的な取り組みとして、教務委員会およびFD委員会を中心に、FD講演会の実施、FDニューズレターの発行等を行っている。

工学部

科目により少人数教育や習熟度別クラス分けを行い、オムニバス形式の授業やセミナー形式の授業を展開し、学習意欲を刺激し教育効果を高めようと努めている。

学部独自のファカルティ・ディベロップメント（FD）としては、保護者等への授業公開を行い、教務委員会等において、参観した保護者等からのアンケート結果に対する検討を行い、授業改善に役立てている。成績評価方法、成績照会制度、単位互換制度等を含めた単位認定制度については、学生に対して年度当初のガイダンスで配付する『履修要項』に記載して周知しており、学生は他大学履修や各種資格取得等の制度を活用している。

芸術学部

学生の授業への積極的参加を促すため、ディスカッションやプレゼンテーションを取り入れるほか、授業内での講評会、「ワークショップ形式」の討論を行うなどして、教員と学生、学生同士の双方向性を重んじた授業を運営している。

貴学部では、シラバスにおいては、カリキュラムツリーに示される各科目が、学位授与方針のどの観点に対応した内容であるかを「ディプロマポリシーへの関与の度合い」として一覧表に見える化して学生に明示しており、特色ある取り組みをしている。

学部独自のFDとしては、「ファカルティ・ディベロップメント研修実施に関する要領」を定めて、各学科の専門性に応じたFD研修会を行っている。

工学研究科

研究指導は、「特別研究」等の科目の中で学生の研究テーマに基づいて実施されている。また、建築学・風工学専攻の博士後期課程では、講義がすべて英語で行われ、多数の海外の研究者を客員教授として招聘し、世界レベルの研究に触れる機会を提供するさまざまな教育プログラムを実施している。

研究科としてのFDは、学生による授業評価アンケートを行うほか、大学院教育に関する講演会等のFD活動が実施されている。

芸術学研究科

研究論文または作品制作のための研究指導は、「特別研究」「芸術学特殊研究」において行われている。所属する領域の科目以外にも、他領域の授業科目を履修することを指導し、専門分野に限らない知識と方法を修得することに努めている。また、作品制作に関しては、博士前期課程において、学外展覧会への出展も行っている。さらに、アメリカのロチェスター工科大学との間で、Skype™による討論型の授業を試行的に実施している。

研究科におけるFDは、研究科独自の「FD小委員会」を中心に、学生による授業評価アンケートを行うほか、大学院教育に関する講演会等のFD活動を実施している。

(4) 成果

学位授与の手続き等は、「学位規程」に基づき行われ、学部では学科での予備審査会議を経て「教授総会」において、研究科では専攻会議を経て「研究科総会」において、審議・承認する手順としている。学位授与の要件は、各学部の「履修及び修得に関する規程」および大学院学則に規定され、『履修要項』によって学生に明示されている。

研究科における学位授与の審査は、学位論文または学位作品の審査および最終試験によって行われる。審査の体制は、両研究科とも、指導教員と学位論文または学位作品に関連のある専門分野を担当する当該専攻の教員3名の合計4名以上の委員をもって構成される。また、工学研究科博士後期課程では、4名のほかに他大学院等の学外の専門家も含めた5名以上の委員で審査を行うこととし、芸術学研究科でも制度上これを可能としており、透明性、厳格性を担保しようとしている。

しかし、学位論文が修士または博士の学位に求められる水準であるか否かの審査基準は明文化されていないので、これを明文化し、あらかじめ学生に示す必要がある。また、博士後期課程において、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与していることは、適切ではない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して、博士の学位の質を確保しつつ、標準修業年限内の学位授与を促進するよう改善が望まれる。また、標準修業年限内に学位を取得することが難しい学生に対しては、在籍関係を保持したまま論文指導を継続して受けられる工夫などを検討することも期待される。

学習成果を測定するための評価指標としては、学部・研究科ともに、研究・制作活動の進捗状況、学外発表やコンペティションの参加状況、GPA制度、卒業研究・卒業制作、進級および卒業・修了状況等を参考にしているが、学習成果を測定する

ための客観的な評価指標の開発は今後の課題である。なお、研究科については、研究論文や作品制作の過程で行われる中間発表などで、第三者の目による評価と研究指導に対する効果の適切性も評価している。

5 学生の受け入れ

大学としての学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を「将来の人間生活の豊かさや、地球環境、自然の大切さを『かたち』にできる、あなたの『力』を待っています」と定めている。学部では、この方針および学部の目的に基づき、各学部の学生の受け入れ方針を定めるとともに、学科ごとにも方針を設け、入学するにあたり修得しておくべき知識等の内容・水準等についても明らかにし、これらを『学生募集要項』に明示している。芸術学研究科においては、メディアアートに対する興味と専門分野の基礎的学識・技術を習得していることを前提とし、博士前期課程では「幅広い視野と芸術的発想力」など3点の資質を、博士後期課程では修士を修了し高度な専門家として自立することができる人材を求めるとする方針を定め、ホームページにて周知を図っているが、大学院案内や『学生募集要項』には掲載されていない。また、工学研究科では、学生の受け入れ方針を定めていない。明文化に向け取り組み始めたところとはいえ、早期にとりまとめ、これを公表することが必要である。

入学者選抜の方法は、学部では、AO入試、指定校推薦入試、公募制推薦入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試、自己推薦入試（芸術学部のみ）のほか、さまざまな経歴や資質の学生を受け入れるために、留学生入試、社会人入試、帰国子女入試、編入学試験を実施している。また、研究科では、推薦入試、一般入試、社会人特別入試等が行われている。入学者選抜においては、透明性を確保するために、試験終了後、各学科・各専攻または各領域で予備判定会議を行い、各教授総会または各研究科総会で審議し、合格者を決定している。なお、芸術学部では、教授総会における合否判定に係る審議の前段階において、「部長・主任会」で具体的な合否判定を行っている。選抜基準については、『学生募集要項』に入試区分別に各学科の選抜方法・配点を詳細に記載している。なお、一般入試では、入試問題を持ち帰ることができ、希望者（工学部受験者のみ）には、成績を開示している。大学院の学生募集については、『学生募集要項』やホームページを通じて受験生に対する周知を図っている。また、工学研究科では、博士前期課程に在籍している社会人で博士後期課程への入学を希望する者については、研究成果が十分である場合に、研究科総会の審査を経て、博士後期課程の一般入学試験の受験を許可している。

定員管理については、各学部ともに、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均および収容定員に対する在籍学生数比率が高く、定員管理に問題があるの

で、適切な受け入れを行うよう是正されたい。また、工学研究科については、収容定員に対する在籍学生数比率が低いので、改善が望まれる。

学部ごとに入試に関する委員会を設置し、学生の受け入れ方針に基づいて学生募集および入学者選抜を行っている。学生の受け入れに関する適切性の総合的な検証については、各学部の入試関連委員会、工学研究科では研究科総会、芸術学研究科では大学院運営委員会の検討を経て、「大学協議会」で行っている。

6 学生支援

法人が策定した「新中期計画」において基本的な方向性は示されているものの、学生支援に関する方針は定められていない。この「新中期計画」では、重要課題として「能力・意欲等多様化する学生への対応」および「学習環境等の向上」を挙げているほか、重要課題を踏まえた目標として「社会で生き抜く力が涵養されていること」「学習・生活環境や学生サービス・サポート体制が充実していること」を掲げている。なお、これとは別に就職支援については、「就職支援基本方針」を定め、社会に活躍できる人材を輩出することが大学の使命であり就職はその成果を示すものであるとする姿勢を明文化している。

修学支援については、各学科の「卒業進級予備判定会議」で留年者の状況を把握するほか、新年度のガイダンス期間にクラス担任等が個別面談し、履修に関するアドバイスを行っている。退学者数を減少させるための取り組みとしては、出席管理システムを活用し、欠席が続く学生には本人および保護者に通知するとともに、その後は「学生支援センター」が学科と連携して対応している。また、「学習支援センター」を設置し、授業内容が十分に理解できなかった学生に対する個別の補習・補充教育を行っている。障がいのある学生に対しては、障がいの種類に応じて本人および保護者と面談し対応を協議するほか、学生生活の相談の場として「健康管理センター」等を活用できるようにしている。経済的支援として、学内奨学金制度も用意され、学生への経済的支援の充実を図っているほか、学生の勉学意欲の高揚と学風の振興を図ることを目的とした「特待生制度」や、自然災害等により被災した学生には学費免除の特別措置を実施している。

生活支援については、厚木キャンパスに「厚木キャンパス健康管理センター」、中野キャンパスに「中野キャンパス保健センター」を設置し、スタッフが心身に関する相談を受け付けているほか、週に1度あるいは月に2度、学校医（精神科医）が在室している。また、「学生支援センター」では臨床心理士2名がさまざまな相談に対応している。ハラスメントの防止に関する取り組みとしては、「ハラスメントの防止対策に関する規程」やガイドラインを制定し、教職員および看護師が相談窓口となって対応するほか、学生には冊子『キャンパスガイド』でハラスメント防

止に対する取り組みを周知している。

進路支援については、3年次生全員を対象に行うキックオフセミナーや、学生のトレンドに即した企業を招聘する合同企業説明会を開催している。また、各キャンパスに「キャリア開発課」を設置し、両課の連携のもと学生を支援する体制を構築している。このほか、キャリア支援教育科目を開設し、社会人基礎力の育成と就職への動機づけを図っている。また、全学的な「就職支援委員会」のもと、学部ごとに「就職委員会」を設置し、学部学生に対する組織的な指導・助言体制を整えている。

しかし、総合的な学生支援に係る活動の適切性を検証するための責任主体・組織、権限、手続きが明確にされていないので、検証システムを構築し機能させることが必要である。

7 教育研究等環境

教育研究等環境に関する方針は定められていないものの、「新中期計画」に重要課題の一つとして「学習環境等の向上（キャンパス整備や施設充実）」を挙げ、重要課題を踏まえた目標として「学習・生活環境や学生サービス・サポート体制が充実していること」を定め、これに基づき施設・設備等に係る整備が計画されている。キャンパスは、厚木キャンパスと中野キャンパスからなり、全体として校地・校舎面積は大学設置基準等を満たしている。キャンパス全体のバリアフリー化とアメニティの拡充については、中野キャンパスでは新校舎建築に伴って推進しており、厚木キャンパスについては、全体の再整備計画の策定を含め、これらを促進している。

図書、学術雑誌の蔵書数は中央図書館、中野図書館とも十分であり、学術情報サービスおよび国内外の教育研究機関との学術情報相互システムも整備され、教育・研究に十分な環境が整備されている。

教員の研究環境に関しても、個人研究室が用意されるほか、研究費については個人研究費、学内の競争的資金を設けている。また、授業担当コマ数の調整や学内任務分担の均等化などに配慮し、研究時間の確保を図っている。

全学的に「研究活動等に関する行動規範」を制定し、新任教員に対しても、採用時のガイダンスにおいて研究倫理の周知徹底を図っている。研究倫理に関する学内の責任体制の明確化を図るため、「研究活動等に係る不正防止に関する規程」等関連規程を整備している。

教育研究等環境の適切性については、各キャンパスの整備委員会が整備状況と見直しを行い、「大学協議会」で検証している。

8 社会連携・社会貢献

社会連携・社会貢献に関する方針として、「産学官連携ポリシー」を制定し、「本学の知の成果を積極的に地域、社会に還元し、人類文化の発展と産業発展に貢献」することなど4項目からなる方針を明確化するほか、「中野区との相互協力に関する基本協定」および「厚木市と市内5大学との包括協定」をそれぞれ締結し、活動を推進している。

このうち、研究を基盤とした取り組みとしては、まちづくり活性化研究、ホームページポータルサイト制作研究、キャラクターデザイン制作研究、行政コンテンツ制作研究、プロダクトデザイン制作研究等を実施している。また、地域の商工会議所の交流会、産学公共共同事業推進委員会、各種研究会等にも参加し、共同研究、受託研究の増加にもつなげている。さらに、公開講座・生涯学習プログラムの実施、「夏休み！親子でわくわくKOUGEIランド」の開催、高・大の接続事業の推進、「写大ギャラリー」での作品やカメラ機材等のコレクション展示を行っている。知的財産を広く社会に還元するため見本市等（「イノベーションジャパン」「TAMA-TLO新技術説明会」「東京・神奈川の金融機関ビジネス交流会」）への積極的な参加に加えて、かながわ産学公連携推進協議会や神奈川県青少年科学体験研究活動推進協議会の各種イベントに参加し、青少年の科学教育に貢献している。その他にも、教員が、各自治体・団体における委員会委員や評価・審査員として多くの社会活動に携わり、学生、特に、教職課程登録者のうち希望者が、サポーター活動に参加して、小学校での学級の運営補助（給食や清掃等の補助）、授業運営の補助、イベントの補助、クラブ・委員会活動の補助等や、中学校、高校での教科指導補助等を行っている。こうした活動により教育・研究の成果を積極的に社会に還元していることは高く評価できる。

社会連携・社会貢献の適切性については、検証の責任主体、プロセスがないために全体的な検討がなされていない。今後「大学協議会」で定期的に協議することを検討しているので、実行を期待する。

9 管理運営・財務

(1) 管理運営

管理運営方針そのものは定められていないものの、「新中期計画」を策定し、2013（平成25）年から5ヵ年の計画を明確化している。全般的には、「新中期計画」に定める計画の具現に向け、各種規程に則った管理運営、大学改革等に努めている。寄附行為および各種規程に、法人の目的、理事会等の組織の役割、法人の目的達成のための組織等を定めており、教学組織と法人組織の権限と責任が明確化されている。学校法人の最高意思決定機関として理事会を置き、教学組織と法人組織の意思

疎通や、より円滑な調整・運営のため、教学側から学長および両学部長が理事を務めているほか、理事長、専務理事、法人事務局長、学長、工学部長、芸術学部長および大学事務局長からなる「大学運営会議」においても、大学の将来計画および運営の基本等について審議し、経営と教学に関する事項を協議・調整している。また、教学面の実質的な最高意思決定機関として「大学協議会」を置き、学部長をはじめ教務部長、学生部長、図書館長等の教学管理者が構成員となり、各学部教授（総）会の意思が十分に反映され、全学の連携が確保される体制となっている。

また、「事務局規程」および「事務局分掌規程」に基づいて、法人事務局および大学事務局からなる事務局体制がとられ、各キャンパスに必要な局・部・課を置き、業務を遂行している。各種委員会等には関連する事務職員も出席し、教員とともに協議・検討を行い、大学業務を支援している。事務職員の採用・昇格等については、「就業規則」等の規程に基づいて実施している。

事務職員の資質向上に向けては、「事務職員評価制度規程」を制定し、2010（平成22）年度から事務職員の顕在能力を評価する「考勤評価」と、目標達成を評価する「貢献度評価」から構成される事務職員評価制度を導入しており、職員のモチベーションの向上につなげている。また、事務職員の研修については、各部署におけるOJT（On the Job Training）を中心としながらも、職員個人のスキルアップを目的として所属部署の業務に関連する外部研修会へ積極的に参加させているほか、職務に必要な知識や技能に関して一定の資格を取得した場合には、「職員学習支援制度」による資格取得に要する経費の一部を援助するなどして、各職員の自己啓発を促している。

管理運営の適切性を検証するプロセスとしては、監査法人による会計監査と監事による業務監査をもとに、「大学運営会議」を通じて改善指示を行う体制がとられている。

内部統制プロセスおよび財務監査は、監事監査および独立監査人（監査法人）による監査を行っている。また、監事による監査報告書には、私立学校法に定める学校法人の業務および財産に関する監査の状況が適切に示されている。年度予算案については、事業計画および予算編成方針に沿って申請される各部門の予算原案を全学的見地から査定・調整し、理事長、専務理事、常務理事、学長、学部長による経営ヒアリングおよび大学運営会議を経て編成しており、予算案は、評議員会に諮問のうえ理事会に付議されている。また、予算執行においては、全教職員に予算執行の手引きを配付するなど、ルールに基づく適正な執行に努めており、具体的な執行管理については、基幹事務処理システムを活用することで、その状況をリアルタイムで把握できる体制を整備している。さらに、監査の方法については、監事監査および独立監査人（監査法人）による監査が行われているほか、公的研究費を適正に

管理するため、経理部門による定期的なモニタリングおよび内部監査を実施している。予算配分と執行プロセスの明確性・透明性については、決算報告以外に上半期の執行状況（中間決算）について理事会報告を行うなど、予算執行による効果測定および分析・評価を行うなど、その検証に努めている。

（2）財務

2013（平成 25）年度から 2017（平成 29）年度までの 5 年間に取り組むべき重点施策などを定めた「学校法人東京工芸大学新中期計画」を策定し、帰属収入に対する消費支出の割合を 90%とする数値目標を掲げている。

消費収支計算書関係比率でみると人件費比率および管理経費比率が「理工他複数学部を設置する私立大学」の平均より低く、教育研究経費比率は高い数値で推移している。

教育・研究の維持・向上を図りつつ、これまでと同様、人件費および管理経費を抑えるなど支出バランスの取れた財政運営により、数値目標の達成に努められたい。

一方、収入面では学生生徒等納付金や補助金の低減に伴い帰属収入総額が減少傾向にある。学生生徒等納付金の安定的な確保に加えて、科学研究費補助金や受託研究費など外部資金のさらなる獲得が望まれる。

貸借対照表関係比率では、有利子負債がなく自己資金構成比率が平均を上回っている。「要積立額に対する金融資産の充足率」も安定的に推移し、一定の金融資産を継続的に保持していることから、ストック面での財政状況はおおむね良好であるといえる。

10 内部質保証

内部質保証に関する方針は特に定められていないが、学則および大学院学則において、自己点検・評価を行うことを定めており、また、「点検・評価規程」に基づき「学校法人東京工芸大学評価委員会」と「東京工芸大学自己点検・評価委員会」を設置し、全学的な体制のもとで組織的かつ継続的に自己点検・評価を実施している。その結果については 2 年ごとに『自己点検・評価報告書』として発行し、教職員に配布するとともにホームページにも掲載して学外に公表している。『自己点検・評価報告書』を発行した翌年度には「全学報告会」を開催し、学外有識者から講評を得るスタイルでの外部評価を実施し、その適切性を確保しようと努めている。しかし、方針等に基づく活動とそれに対する検証システムを十分に構築しているとはいえないので、今後は、方針等を明確化し、定期的な検証プロセスを機能させることが必要である。なお、学外有識者からの講評は公表していない。

教育研究上の基礎的な情報、修学上の情報等は、ホームページを随時更新して内

容を充実させ、適切な情報の公開に努めている。また、事業報告および財務状況についてもホームページ等で情報公開をしている。

文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応については、「東京工芸大学自己点検・評価委員会」が中心となって全学的に対応し、その改善状況等を「学校法人東京工芸大学評価委員会」に報告する仕組みがとられている。「学校法人東京工芸大学評価委員会」は報告等を踏まえ、「点検・評価の分析」「教育・研究等の改善計画の審議」を行っており、当該委員会からの指示により、大学全体、各学部、各学科、事務部各課等が具体的な改善活動を推進している。

Ⅲ 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列記する。

なお、今回提示した各指摘のうち、「努力課題」についてはその対応状況を、「改善勧告」についてはその改善状況を「改善報告書」としてとりまとめ、2018（平成30）年7月末日までに本協会に提出することを求める。

一 長所として特記すべき事項

1 教育研究組織

1) 工学研究科において、文部科学省「私立大学学術研究高度化推進事業」の採択を契機として、4研究センターを工学研究科の附置研究所として設置し、新たな技術を生み出すための拠点形成がなされ、国内外で多くの学術論文を発表するほか、国内外の学術機関と活発に交流をするなど、教育研究上の大きな成果を上げていることは評価できる。

2 社会連携・社会貢献

1) 社会連携・社会貢献に関する方針として「学校法人東京工芸大学産学官連携ポリシー」を制定し、当該方針に基づき、多様な地域貢献活動を展開し、特に教員がその専門性を生かして、積極的に各自治体・団体に委員や評価員・審査員として加わるほか、共同研究や受託研究を活発に進めており、社会連携・社会貢献活動を組織的かつ活発に展開していることは、教育・研究の成果を社会に還元する取り組みとして評価できる。

二 努力課題

1 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

東京工芸大学

- 1) 工学部生命環境化学科および建築学科では、学位授与方針において「倫理観」の涵養を謳っているものの、教育課程の編成・実施方針においてはこれを具体的に明示していないので、改善が望まれる。

(2) 教育方法

- 1) 各学部、研究科において、シラバスの記載内容が、担当者および科目によって精粗が認められるので、記載内容の充実、均一化に努めるよう、改善が望まれる。
- 2) 大学院学則において、各科目の単位数は定められているものの、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成する旨の記述や授業方法に応じた単位数の基準が示されていないので、改善が望まれる。

(3) 成果

- 1) 工学研究科および芸術学研究科において、学位論文審査基準が明文化されていないので、課程ごとに『履修要項』などに明記するよう、改善が望まれる。
- 2) 工学研究科および芸術学研究科の博士後期課程において、修業年限内に学位を取得できず、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与していることは適切ではない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院の趣旨に留意して修業年限内の学位授与を促進するよう、改善が望まれる。

2 学生の受け入れ

- 1) 工学研究科では、学生の受け入れ方針が策定されていないので、すでに策定されている学位授与方針、教育課程の編成・実施方針との適切な関係性に配慮しつつ、これを策定するとともに、『学生募集要項』やホームページ等を通じて受験生を含む社会一般に対して公表するよう、改善が望まれる。
- 2) 工学研究科では、収容定員に対する在籍学生数比率が、博士前期課程で0.32、博士後期課程で0.24と低いので、改善が望まれる。

三 改善勧告

1 教員・教員組織

- 1) 芸術学部マンガ学科では、大学設置基準上原則として必要な教授数が1名不足しているので、是正されたい。

2 学生の受け入れ

東京工芸大学

- 1) 過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、工学部生命環境化学科で1.24、同建築学科で1.21、同コンピュータ応用学科で1.42、芸術学部映像学科で1.25、同アニメーション学科で1.21、同ゲーム学科で1.26、同マンガ学科で1.26、と高い。また、収容定員に対する在籍学生数比率について、工学部コンピュータ応用学科で1.34、芸術学部マンガ科で1.25 と高いので、是正されたい。

以 上